

有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第 14 号)等の改正について

平成 15 年 9 月 12 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第 14 号)において、会員が引受けを行うに当たっては、個人投資家等への広く公平な消化を促進し公正を旨とした配分を行うよう努めなければならないとしており、そのため引受けを行うに当たっては、当該規則に定める一定の場合を除いて、発行会社が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け)を行ってはならないこととしている。

今般、親引けに関する規定について所要の整備を図るとともに、その他の規定についても所要の整備を図るため、当該規則及び同規則に関する細則の一部について、以下のとおり改正を行うこととしたい。

項 目	内 容	備 考
1.引受けと並行して引受けを伴わない行為(第三者割当増資等)が行われる場合の取扱い	<p>会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、発行会社が会員による引受けを伴わずに株券等の募集、私募又は売出し(発行会社以外の者による売出しを含む。)を行う場合、引受けを行おうとする会員は発行会社に対し、割当先を、例外的に親引けが認められる範囲に限定するよう要請しなければならないこととする。</p> <p>また、この場合、規則第 3 条から第 7 条の規定に基づく会員による行為(引受審査、資金使途の確認・公表等)の対象には、会員による引受けを伴わない株券等の募集、私募、売出し(発行会社によるものに限る。)についても含むものとする。</p>	<p>・実質的に親引けと同じであると考えられるため。</p>
2.親引けを行う場合の発表資料での公表事項	<p>親引けを行う場合は、売付けの対象者、当該対象者への売付けが規則で定める親引けが認められる場合に該当する理由、当該対象者に対する売付け数量等の事項を発行者が発表資料で公表しなければならないこととする。</p>	<p>・公表事項の規則上の明確化。</p>

項 目	内 容	備 考
3.業務提携関係に伴う持株比率維持のために親引けが認められるための要件	親引けが認められる要件の一つを、業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するために必要な場合(当該業務提携及びそのために持株比率を維持しなければならない旨が契約書等(締結することが確実となっているものを含む)により確認できる場合に限る。)(優先出資証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合)」とする	<ul style="list-style-type: none"> ・既に締結しているものに加え、締結することが確実となっているもので確認できる場合も要件を満たすこととする ・業務提携のために持株比率を維持しなければならない旨も契約書等により確認できなければ要件を満たさないこととする
4.従業員持株会を対象とする親引けの上限株式数	従業員持株会を対象とする親引けは、募集及び売出しに係る株式数の10%を限度とすることとする	
5.従業員持株会が存在しない発行会社の従業員を対象とする親引け	4.の従業員持株会には、従業員持株会が存在しない発行会社の従業員(発行会社と雇用契約を締結している者に限る。)を含むこととする	
6.その他	その他所要の規定の整備を図る。	
7.施行日	平成15年10月1日から施行する。	

内容に関する問い合わせ先 :日本証券業協会

市場部エクイティグループ

担当 :平田、森本 (TEL:03 - 3667 - 8647)

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間 :平成 15 年 9 月 12 日から平成 15 年 9 月 25 日午後 5 時 00 分まで (必着)

パブリック・コメントの募集方法 :郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合 :〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1- 5- 8

日本証券業協会総務部総務グループ あて

電子メールの場合 public@wan.jsda.or.jp

(注)住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。